

特別養護老人ホーム 入所案内

社会福祉法人 東京有隣会

第2有隣ホーム

1) 当施設について

【特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）とは】

介護保険法に基づき、日常生活上の介護を行います。

利用者と施設の二者間で契約を結ぶこととなります。

契約の内容は介護保険法をはじめとする関係法令に変更があった際、変更になる場合があります。

【入所できるのは】

介護保険の要介護認定で3～5のいずれかに認定されている方で、現在治療行為を必要としていない方が対象となります。

ただし多数の方が入所をご希望になっているときは、申込みをしてお待ちいただく場合があります。

また、ご本人の状態や介護者の様子をお聞きして必要度が高いと判断された方から入所していただく場合があります。

【費用は】

料金表をご参照ください

2) 申し込み～入所の流れ

【申込み方法】

- ・世田谷区にお住まいの方

現在の住所地を管轄する総合支所にてお申込みください。

- ・世田谷区以外にお住まいの方

当施設の生活相談員までお問合せください。

平日 8：30～17：30（03-3482-3911）

【入所についての検討】

- ・世田谷区にお住まいの方

世田谷区特別養護老人ホーム入所指針に基づくポイントにしたがって、ポイントの高い方から入所検討委員会で検討させていただきます。

【入所についてのご連絡】

上記の検討の結果、入所の優先順位が高いと判断された方に、生活相談員からご連絡し、その時点での心身の状況や入所についてのご意向を確認します。

【入所前の手続きは】

入所前に施設見学、契約書・重要事項説明書についての説明を行い、了解いただけるか確認をします。また、ご本人の状態や介護状況を確認し、主治医からの診療情報提供書の提出をお願いしています。必要な情報が揃い次第、再度、入所検討委員会で入所の可否を協議いたします。

【入所日の決定】

入所の見通しが立ちましたら、生活相談員からご連絡をいたします。ご相談の上、入所日を決定いたします。

3) 入所時の持ち物

1.保険証類

2.お薬

現在服用されているお薬（目薬、塗り薬含む）を1週間分お持ちください。

それ以降は当施設の嘱託医が処方します。

3.衣類・身の回りのもの

☐ 普段着 6 組 ☐ 下着（肌着や下履きなど）それぞれ6枚ずつ

☐ パジャマまたは寝間着 3 組 ☐ 靴下 6 足

☐ 室内履き（スリッパは不可。かかとのあるタイプ）1 足以上

☐ カーディガン ☐ ひざかけ ☐ 眼鏡、補聴器、杖など

☐ 電気シェーバー

- 上記はあくまでも目安です。その他にお持ちになりたいものがありましたら、ご相談ください。
- 上記のものには必ず記名をお願いします。油性のマジックでフルネームをはっきりと記名してください。直接記名できないものには、白い布に油性マジックで記名したものを縫い付けてください。眼鏡や補聴器、杖等にも必ず記名をお願いします。
- ラジオやテレビを希望される方はご持参ください。ただレイヤホンで聴いていただくことになりますのでご了承ください。
- 季節に応じた衣類の入れ替えなどにはご家族のご協力をお願いいたします。

4) その他

【面会時間は】

全日 10 時から 11 時 30 分及び 14 時～17 時となっています。但し、何らかのご事情やご希望がある場合は別途ご相談ください。ご面会の都度、面会票への記入をお願いいたします。

【食べ物のお持ち込みについて】

お持ちいただけますが、食べるものの形態に制限のある方もいらっしゃいますので、職員に必ず一声おかけください。また、残った分につきましては、腐敗や横になったままの飲食等を防ぐため、入所者のお手許に置いてお帰りにならないようにお願いします。職員にお預けいただければ、消費期限の範囲内において翌日以降に入所者様にお渡しいたします。

【外出・外泊は】

随時可能ですが、体調面等からご遠慮いただく場合もあります。事前に生活相談員にご相談くださいますようお願いいたします。

【医療体制は】

特別養護老人ホームは基本的には介護を提供する施設であるため、施設内で積極的な医療を行うことはできません。日常的には非常勤の嘱託医（内科）が週に数回来診し、入所者の健康チェックや薬の処方を行います。それ以外の時間帯に体調が変化した場合は併設の有隣病院に連絡し、医師や看護師に診てもらうこととなります。医療機関受診の際には、原則としてご家族の付き添いをお願いしています。なお、現在当施設では経管栄養の方については受入れ体制が取れておりません。

【おむつ代は】

おむつの経費は介護保険の費用にふくまれていますので、別途おむつ代として請求することはありません。

市区町村から紙おむつやかみおむつ費用を支給されていた方は、介護老人福祉施設への入所にともない支給対象から外れることとなります。

【洗濯は】

日常の衣類洗濯は当施設でおこないます。その経費は介護保険の費用に含まれていますので、別途洗濯代として請求することはありません。但し、洗濯機で洗えないもの（ウール・カシミア・シルク等）につきましては、本人実費負担でクリーニングにださせていただきます。

【施設からの連絡は】

入所者の方に状態の変化があった場合は施設から代理人の方へ連絡いたします。また、転倒（しりもちや車椅子からの滑り落ちなども含む）や怪我があった場合も連絡いたします。場合によっては夜間のご連絡になることもありますことをご承知おきください。

【家族からの連絡は】

ホーム入所後も不明な点はお気軽にお問合せください。来所時でも電話でもかまいません。